

大阪市で保育士として働きませんか？

大阪市保育士・保育所等支援センターを
(以下、センター)
を利用して、大阪市内の保育施設に就職した方
に、5万円給付します。
(大阪市潜在保育士への就労奨励金事業)

手続き方法

センターで求職登録を
行う。



センターから就労支援
を受けて大阪市内の該
当施設に就職する。



大阪市こども青少年局
に申請書を提出する。



交付条件等

詳細は裏面をご確認ください。

問合せ先

大阪市保育士・保育所等支援センター

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目2-26
大和上六ビル5F

TEL 06-4302-5624

センターのホームページはこちら



まずは求職登録から♪



奨励金の交付対象者

- (1) センターで求職登録を行い、センターの就労支援等を受けて、新たに大阪市内の保育所等に採用されていること
- (2) (1)で採用された保育所等に、令和6年4月1日以降に就労開始しており、かつ申請日時点で当該施設において保育業務に従事していること
- (3) (1)で採用された保育所等における勤務形態として、週20時間以上の勤務を要する雇用契約となっていること
- (4) 保育士養成施設の卒業者については、(1)で採用された保育所等における就労開始日時点で、卒業から1年以上経過していること
- (5) 保育所等の施設長（管理者）及び保育所等を設置し、又は運営している事業者の役員でないこと
- (6) 過去に、当奨励金の交付を受けていないこと
- (7) (1)で採用された保育所等への就職にあたり、有料職業紹介事業者による採用支援を受けていないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

奨励金の交付対象となる保育施設

大阪市内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

奨励金の税務上の取り扱い

- 当該奨励金は、「一時所得」になります。

給与所得ではありませんので、保育所園で所得税の源泉徴収は行われていません。確定申告や住民税（市町村民税・都道府県民税）の申告が必要となり、課税対象となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、申告に関しての詳細は、それぞれの提出先（確定申告：税務署、住民税の申告：お住いの自治体）にお問い合わせください。

(1) 所得税

- 確定申告が不要な（課税されない）方

保育士本人が、1年間（1月1日～12月31日）の収入が給与収入のみで年末調整によって所得が確定している方で、今回の奨励金を含めた1年間における一時所得が50万円以下である場合

- 確定申告が必要な方

保育士本人が、今回の奨励金を含めた一時所得の合計が50万円を超えることになった方

- 元々確定申告をする必要がある方

今回の奨励金の収入を含めて確定申告をする必要がありますので、ご注意ください。

- 確定申告の時期は、毎年2月中旬から3月中旬です。

(2) 住民税

- 所得税の確定申告が不要の場合でも、保育士本人から住民税の申告が必要になります。所得税の確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

- 住民税の申告は、毎年1月1日現在にお住まいの自治体に、その年の3月15日までに前年中（1月1日～12月31日）の所得金額などを記載した申告書を提出する必要があります。

- 住民税の申告には、奨励金が支払われたことがわかるもの（明細書等）が必要です。

(3) ふるさと納税

- ふるさと納税のワンストップ特例の申請をされた方が所得税の確定申告や住民税の申告を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効になり、申請特例控除額は適用されません。

- ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄付金控除額を計算する必要がありますのでご注意ください。